

平成 27 年度調達等合理化計画の自己評価

国立研究開発法人水産研究・教育機構（水産大学校分）

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>注) 項目番号は、平成 27 年度調達等合理化計画の項目番号である</p> <p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 船舶建造に関する調達</p> <p>① 高額かつ重要な船舶建造に関する調達について、建造コストの低減のため、分離発注を行う。 【経費節減のための競争の確保】</p> <p>② 共用（練習船及び調査船）船としての搭載設備について、双方の目的に兼用できるもの等、効率的な装置機器類の選定導入を行う。 【効率的な装置機器類の選定】</p> <p>③ 船舶建造後の運航コストの軽減のため、省エネが期待できる推進方式を盛り込んだ仕様の設定 【将来的経費の低減のための仕様設定】</p>	<p>・船舶建造に関する調達について、調達案件を<u>船体一式・発電装置・無線装置の 3 件に分離し発注した</u>ことによって、造船会社へ一括発注した場合の元請経費が不要となるとともに、発電装置・無線装置の競争性が確保され、調達コストの低減を図ることができた。</p> <p>・調達する船舶の搭載設備の選定にあたっては、統合前 2 法人が協力して仕様の検討を重ね、<u>共用（練習船及び調査船）船として効率的な運用が可能なウインチ類や観測機器類を選定して</u>、船体一式の調達を実施した。</p> <p>・調達する船舶の運航コストの軽減のため、<u>省エネ運行が期待できる推進方式として、主機推進と電気推進の 2 方式に設定し</u>、船体一式の調達を実施した。</p>	<p>・分離発注を実施し調達コストが低減できたことから目標を達成した。 【必要性が発生した場合に実施する】</p> <p>・効率的な運用が可能な装置機器類の選定し、調達を実施したことから目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・省エネ運航が期待できる仕様による調達を実施したことから目標を達成した。 【必要性が発生した場合に実施する】</p>

<p>調達等合理化計画における取り組み事項</p>	<p>取り組みの内容及びその効果</p>	<p>目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】</p>
<p>(2) 研究用機器購入契約に関する調達 代替性のない特定の研究機器の調達であり契約の相手先が特定される場合等、新たに随意契約によることのできる具体的なケースを契約事務取扱規程において明確にし、調達事務の合理化を推進する。 【契約事務取扱規程の改正】</p> <p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された「指名競争参加者選定、随意契約審査委員会」に報告し、会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。このうち、教育研究用機器の調達にあっては、「機器選定委員会」で決定したものを対象として、事前審査を受けるものとする。 【「指名競争参加者選定、随意契約審査委員会」による事前審査の実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省より示された具体的なケースを参考に、新たに随意契約によることのできる事由を<u>契約事務取扱規程において明確 (H27.8.24 改正)</u>にし、平成 27 年度には、当該事由を適用して 2 件 (3,366 千円) の新たな随意契約を締結した。これらに係る調達については、公募の手続が不要となり、事務の合理化が図られるとともに、<u>1 件あたりの調達期間が約 2 週間短縮</u>できた。 ・新たに随意契約によることのできる事由を適用した 2 件の調達について、当該事由との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否について「指名競争参加者選定、随意契約審査委員会」で<u>事前審査を実施</u>した。 ・教育研究用機器購入にあたっては、「機器選定委員会」において 6 件の購入機器の選定を行い、競争性のある調達手続により調達を実施したため「指名競争参加者選定、随意契約審査委員会」での事前審査の対象とはならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務取扱規程を改正し、調達事務の合理化を図ることにより目標を達成した。 【平成 28 年度以降は、機構の方針に基づき実施する】 ・随意契約の事前審査を確実に実施しており目標を達成した。 【平成 28 年度以降は、「競争入札等推進委員会」を設置し事前審査を実施する】

調達等合理化計画における取り組み事項	取り組みの内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>法人内に設置された「不正防止計画推進委員会」において、公的研究費の不正使用防止のための適切なチェック体制を構築し、担当課以外の委員による契約関係書類の抽出検査を行うこととし、抽出方法については、検査の公平性や効率性の観点から、その都度、委員会が決定することとするが、原則として2件以上の実施とする。</p> <p>また、不適正経理の再発防止のため、取引業者と教育職員の直接取引の禁止や検査職員による検収事務の徹底等に取り組む。</p> <p>【不祥事の未然・再発防止等のための検査の実施と納品検収等の徹底】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の不正使用防止を目的に「不正防止計画推進委員会」において、<u>外部資金による研究課題から無作為に2件の研究課題を抽出し、支出関係書類の検査を行うことを決定したが、法人統合作業等により担当課以外の委員の検査日程が取れず、平成27年度内に書類検査を実施できなかった。</u> <u>物品等納入時の検収事務について、検査職員に対して物品等納入時の納品書の日付や規格の確認について厳密な検収を行うよう注意喚起を行うとともに、全職員を対象として、公的研究費の不正防止に関する研修を実施し周知徹底を図った。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 納品検収等の注意喚起については実施したが、支出関係書類の検査については、平成27年度内に実施できなかった。(抽出した2件の書類検査は、平成28年5月に実施済) 担当課以外の委員の日程調整が課題 <p>【平成28年度以降は、機構の方針に基づき確実に実施する】</p>